

対象確認フローチャート

令和7年（2025年）時点で、葛飾区に住民票がある。または、葛飾区在住ではないが、令和7年度個人住民税が葛飾区で課税・非課税決定されている。

はい

令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割が、
定額減税前でどちらも0円である。

はい

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯
員として該当した。

はい

【対象外】

令和5年度住民税非課税（均
等割のみ課税）世帯への給付、
令和6年度住民税非課税化（均
等割のみ課税化）世帯への給付
の対象世帯であったため対象
外です。

以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

【対象外】

扶養親族として定額減税の対
象となっている等の理由により
対象外です。

令和6年1月2日以降に葛飾区へ転入し
た、または令和7年1月1日時点で専従主
と別の自治体に住んでいる。

はい

公金受取口座の登録がある。

F

E

D

いいえ

【対象外】

令和7年1月1日時点で住民票があった自治
体にお問い合わせください。

いいえ

令和5年分及び令和6年分の合計所得金額が1805万円を超えている。

はい

【対象外】

定額減税の対象とはならないため、対象外です。

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額
減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

いいえ

【対象外】

定額減税しきれているため、対象外です。

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割それぞれの控除
不足額を足した額（1万円単位で切り上げ）を、当初調整給付金と
して受給している。

はい

【対象外】

当初調整給付金から不足額が発生して
いないため対象外です。

いいえ

令和6年1月2日以降に葛飾区に転入した。

いいえ

公金受取口座の登録がある、または葛飾区で当
初調整給付金を受給したなどにより、葛飾区にお
いて対象者の口座情報が把握できる。

はい

いいえ

はい

B又はC

B

A

定額減税調整給付金（不足額給付）のご案内

1 不足額給付Ⅰについて

【対象者】

表面のフローチャートにおいて、A・B・Cに当てはまった方

【給付金額】

令和6年分所得税と令和6年度分住民税所得割それぞれの控除不足額を足した額（1万円単位で切り上げ）から当初調整給付額を差し引いた額

【申請方法】

A

7月中旬以降順次、不足額給付Ⅰのお知らせを送付します。受給にあたっての手続きは不要です。

※ 受給の辞退やお知らせに記載の口座以外への入金を希望する場合は、コールセンターまでご連絡ください。

B

7月下旬頃に不足額給付Ⅰの確認書を送付します。記載内容を確認し、郵送又はWEBにて申請が必要です。

※ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに葛飾区に転入した方については、8月下旬頃に確認書を送付します。

C

HPから申請書をダウンロードし、郵送での申請が必要です。

※ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに葛飾区に転入した方のうち、葛飾区から確認書が届かなかった方が対象となります。

2 不足額給付Ⅱについて

【対象者】

表面のフローチャートにおいて、D・E・Fに当てはまった方

【給付金額】

原則4万円

※ 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【申請方法】

D

7月下旬以降順次、不足額給付Ⅱのお知らせを送付します。受給にあたっての手続きは不要です。

※ 受給の辞退やお知らせに記載の口座以外への入金を希望する場合は、コールセンターまでご連絡ください。

E

7月下旬頃に不足額給付Ⅱの確認書を送付します。記載内容を確認し、郵送又はWEBにて申請が必要です。

F

HPから申請書をダウンロードし、郵送での申請が必要です。

※ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに葛飾区に転入した等の理由で、葛飾区から確認書が届かなかった方が対象となります。